

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
○ 令和八年度自衛官第四次募集（二等陸・海・空士（任期制自衛官）） 【告示】 ○ 土地改良事業計画の変更の認可 【公告】 ○ 土地改良区の定款変更の認可 ○ 土地収用法に基づく立入りの許可 ○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 〃 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 ○ 随意契約の相手方の決定 【収用委員会】 ○ 岡山県収用委員会事務処理規程の一部改正 （県例規集登載） 【海区漁業調整委員会】 ○ 第五百五十七回岡山海区漁業調整委員会の開催		危機管理課 耕地課 耕地課 耕地課 監理課 都市計画課 建築指導課 〃 〃 内部事務課 収用委員会 海区漁業調整委員会	
		目次	
		担当課（室）	

◎岡山県告示第三百五十二号

防衛省において採用する自衛官のうち二等陸・海・空士（任期制自衛官）の令和八年度募集の要領は、次のとおりである。

令和八年七月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

二等陸・海・空士（任期制自衛官）

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

1 日本国籍を有しない者

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和八年八月三日から同年九月十一日まで

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

インターネットによる場合は、自衛官募集ホームページからインターネット応募サイトへアクセスし、三の受付期間中に応募すること（申込み完了のメールの受信をもつて受付が完了する。）。

書面による場合は、自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所又は同本部募集案内所（以下この五及び九において「自衛隊岡山地方協力本部等」という。）へ志願票を請求し、当該志願票に必要事項を記載の上、自衛隊受験票及び返信用封筒を添えて、持参又は郵送で自衛隊岡山地方協力本部等へ提出すること。

六 採用試験期日

1 第一次試験 令和八年九月十六日から同月十九日までの間

2 第二次試験 令和八年九月二十六日又は同年十月四日から同月七日までのうち指定する一日

七 試験場

1 第一次試験 受験者の任意の場所（スマートフォン、PC等を使用し通信環境を有する場所）

2 第二次試験

(1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

(2) 陸上自衛隊日本原駐屯地（勝田郡奈義町）

(3) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

(4) 右記のほか設定する場合がある。

八 採用予定時期

1 令和九年三月下旬から同年四月上旬までの間

2 右記のほか設定する場合がある。

九 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部等に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六―四二二―七三三八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六―二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

◎岡山県告示第三百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

令和八年七月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

備北土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

備北土地改良区

工 種
維持管理

三 認可年月日

令和八年七月十六日

令和8年7月28日 岡山県公報 第12823号

〔三一三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年七月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称
備北土地改良区

二 認可年月日

令和八年七月十六日

〔三一四〕土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のとおり事業の準備のための土地立入りを許可した。

令和八年七月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 起業者の名称 中国電力ネットワーク株式会社
- 二 事業の種類 六十六kV西大寺伊部線N・五〇九経年鉄塔建替工事
- 三 立入りの目的 調査及び測量
- 四 立入りの期間 令和八年七月二十八日から令和九年三月三十一日まで
- 五 立ち入ろうとする土地の区域

岡山県岡山市東区浅越

〔三一五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画道路についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年七月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画道路

二 都市計画の変更年月日

令和八年七月六日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

〔三一六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年七月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市大田字十二社一九六番一、一九七番一、一九八番一、一九九番三、二〇〇番三、二〇一番、二〇二番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

積水ハウス株式会社

代表取締役 仲井 嘉浩

三 許可年月日及び許可番号

令和七年三月十四日岡山県指令建指第四一〇号

〔三一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年七月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市立川字村ノ間六七〇番二、六七三番二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区牟佐二五〇番地四ラメールA一〇三

船木 光

船木 愛子

三 許可年月日及び許可番号

令和八年六月三日岡山県指令建指第五五号

〔三一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年七月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市大田字十二社一九六番一、一九七番一、一九八番一、一九九番三、二〇〇番

三、二〇一番、二〇二番一

二 公共施設の種類

道路、公園、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

積水ハウス株式会社

代表取締役 仲井 嘉浩

五 許可年月日及び許可番号

令和七年三月十四日岡山県指令建指第四一〇号

〔三一九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和八年七月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
共通基盤更新に伴う総務事務システム移行業務
- 二 契約期間
令和八年六月十五日から令和九年十月三十一日まで
契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局内部事務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和八年六月十五日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社高知電子計算センター
高知県高知市本町四丁目一番一六号
- 六 契約金額
七〇、四一一、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、四〇一、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

◎岡山県収用委員会訓令第2号

岡山県収用委員会事務局

岡山県収用委員会事務処理規程（平成十二年岡山県収用委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十八日

岡山県収用委員会

会長 佐藤 弘一

別表第二中

十八 令第五条第一項の規定による公示送達並びに同条第三項の規定による公示送達があつた旨の掲示依頼及び官報への掲載

十九 令第六条の二において準用する令第五条第一項の規定による公示による通知並びに同条第三項の規定による公示による通知があつた旨の掲示依頼及び官報への掲載

を

十八 令第五条第一項の規定による公示送達並びに同条第三項の規定による求め及び官報への掲載

十九 令第六条の二において準用する令第五条第一項の規定による公示による通知並びに同条第三項の規定による求め及び官報への掲載

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第五号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百五十七回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和八年七月二十八日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和八年八月十九日（水）

午後二時から

二 場所 岡山市北区駅前町二丁目三番三十一号

サンビーチOKAYAMA

TEL（〇八六）二二五―〇六三一

三 議題

第一号議案 隣接連合海区漁業調整委員会委員の選出について

第二号議案 海面区画漁業権の免許について

第三号議案 委員会指示について